

第25号議案

中間市市税条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

中間市市税条例の一部を改正する条例

中間市市税条例（昭和45年中間市条例第33号）の一部を次のように改正する。
第34条の4中「100分の8.2」を「100分の8.4」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

中間市市税条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p> | <p>(法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の8.2</u>とする。</p> |